

# 京都府教育委員会 内部統制基本方針

## 1 内部統制の導入に関する基本的な考え方

行政事務が複雑化・多様化している一方、事務の適正化の確保の要請が高まっているため、京都府教育委員会において、内部統制に関する方針を定め、リスクの発生を未然に防止するとともに、法令等を遵守することにより、府民から信頼される教育を実施できるよう、組織的にリスクの識別、評価及びその対応策を講じることで、業務の適正な執行を確保する内部統制の取組を推進します。

## 2 内部統制の目的・取組の方向性

次に掲げる内部統制の目的を達成するよう、組織的に取り組みます。

### (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務目的の達成に向け、効率的かつ効果的に業務を執行するため、教職員の働き方改革を推進するとともに、人材育成の強化と組織運営の効率化に取り組みます。

### (2) 財務報告等の信頼性の確保

財務報告や政策の実施状況に関する報告等の信頼性を確保するため、適正な手続による報告等の作成、的確な情報提供及び適切な保管・管理に取り組みます。

### (3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令等を遵守するため、教職員への研修や公益通報制度の活用に取り組みます。

### (4) 資産の保全

資産の有効な利活用と、適正な手続に基づく使用等により、その保全に取り組みます。

## 3 内部統制の対象とする事務

財務に関する事務を対象とします。

なお、その他の業務については、これまで実施している取組に加えて、必要に応じて、教育委員会内での情報共有や措置の検討など、適宜、対応します。

## 4 内部統制の有効性の確保

内部統制を組織的に推進し、有効に機能させるため、次のとおり取り組みます。

- ・教育次長を実務責任者とする委員会全体の推進・評価体制を構築します。
- ・所属長の責任のもと、ライン等での事務・事業の点検、進捗管理を徹底するとともに、事務・事業が的確に執行できる体制を構築し、内部統制を組織的に推進します。
- ・内部統制の整備状況及び運用状況について毎年度評価し、公表します。

## 5 内部統制の見直し

内部統制の整備及び運用に係る評価結果等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行います。